

平成30年度 第1回 奈良県たばこ対策推進委員会 議事要旨

日時：平成31年3月7日（木） 17：00～18：30

場所：奈良県文化会館 2階 集会室AB

出席者：（委員）井川智恵子、春日宏友、杉本宜弘、高橋裕子、土居稔典、七尾司
後岡伸爾、水野文子、吉田精司

傍聴：1名

報道：1名

- 「第3期奈良県がん対策推進計画」の推進に向け、協議会及び部会等の設置や本委員会の役割等について確認した。
- 平成30年度の取組実績及び平成31年度の計画、受動喫煙防止対策にかかる法改正の概要等について報告。受動喫煙防止対策に関する県民や事業者への周知啓発等については、関係団体と協働して実施していく方向で了承された。

議題(1)第3期奈良県がん対策推進計画について

○委員からの意見等

特になし

議題(2)平成30年度たばこ対策の取組内容について

○委員からの意見等

- ・**資料4-2** 2ページ目、未成年者喫煙防止対策事業について、平成26年、平成27年は相談人数が多いが、平成28年では少なくなっている。平成26年に人数が増えたこと、平成28年に人数が減ってしまったことに要因はあるか。**資料4-3** 市町村庁舎や公用車の禁煙実施状況ですが、他の都道府県でもこういったデータがあるのか。もしあれば、全体から見た奈良県の状況を教えてほしい。

→今はデータがないため当課で調べたものを改めて回答する。

- ・市町村に対して全数調査し公表している都道府県は非常に稀、という印象。しかし、対応が全国的に見て進んでいるかどうかはまた別の話で奈良県の対応が進んでいるとは言えない。そのため、私達がこのデータをベースに啓発することやメディアから啓発していただくといった次のステップが必要。次年度の調査結果も活用していただきたい。未成年者喫煙防止対策への質問について。平成25年度、26年度、27年度の相談人数が多かったことについて、平成25年度は立ち上げた年で半年ほどの期間だったが、平成26年度、平成27年度が多い理由として、学校やメディア、市町村への周知が役に立ったと考えている。平成28年度について、それまでは子どもたちへの禁煙支援は健康保険

適応外だったが、平成28年度から事実上健康保険適応となった。そのため、県内でたばこを吸う子どもが激減したということではなく、健康保険を使って普通の医療機関でかかることができるようになったからと聞いている。こちらに来る方は保険診療ではなく無料で行っているが、保険診療とは違った形で意味がある。対象となる子どもたちは家庭でたばこを吸う以上に問題を抱えている。

また、未成年者に禁煙支援をしている医療機関からは支援方法等について戸惑いの声も聞く。医師会で、子どもたちの禁煙支援（保険診療）をどれくらい、どのように行っているのか調べていただきたい。

保険診療が可能となり、子どもたちにとって利便性が良くなるため保険診療を使うことは一つのポイント。また薬局に行くこともポイント。これらのような色々な方法があることを周知することと同時に、保険診療を使えば、未成年者禁煙支援事業の中に含むことができるため、私たちや保健所からも支援することができる。これは今までのデータを見ても、単独で医療機関が家族や子どもと対応するよりもはるかに成功率や満足度も高い。そのため医師会での周知、または未成年者への禁煙支援を実施いただく医師に対して事例検討や研修会を実施してはどうか、検討いただきたい。

→検討する。アンケートについては、禁煙支援をしている医療機関が対象か。

→保険診療でどれだけ受けているか、どのような相談なのかが把握できると、相談される先生方に情報を出すことができる。次の段階として、学びの機会を一緒にもつことを考えている。まずは、子どもたちの喫煙に対して治療できること、そして県の事業として保健所や学校も協力できることを医師会会員に周知することでさらに良い形へと繋がると考えている。

未成年者禁煙支援事業を利用した子どもたちの禁煙成功率は大人を上回る。その理由は医療者だけでなく学校や保健所が入っているのが大きい。

- ・薬剤師会としても、禁煙支援アドバイザーや禁煙支援薬局以外のところで学校薬剤師が各学校に配置されている。学校薬剤師は薬物乱用防止活動に合わせて禁煙についても授業で取り扱っており、その中で保険が使える手段があることを授業に入れていこうと考えている。

- ・**資料4-2** COPD 予防の普及啓発について。スパイロシフトの貸出市町村の3市町村の効果はいかがか。何人くらい利用されて、治療に繋がっているか分かれば教えていただきたい。肺がんとともに COPD はたばこ関連の強い疾患であり、COPD の患者や COPD で亡くなる方も年々増えているためこれから COPD の啓発は大事になるため、事業をすすめていただきたい。

議題(3)平成31年度たばこ対策の取組の方向性について

○委員からの意見等

- ・奈良県では約42万人（県民の約3分の1）が協会けんぽに加入している。職域の健康づくりの中のたばこ対策としては、健康経営のサポート事業を実施している。各企業が従業員のアブセンティズムやプレゼンティズムを下げることで経営が向上するという考え方のもと、禁煙を含んだ健康づくりメニューを実施。経済産業省が顕彰制度の一つとして健康経営優良法人認定制度を設定しており、昨年は県内で6社認定され、今回2月には26社に増えた。認定申請の条件の一つとして、選択制ではあるもののたばこ対策が入っている。

もう一つの事業は、健康診断。協会けんぽでは特に健康診断を受けた後、メタボに着目したイエローカードの方への特定保健指導を実施。その中で喫煙者には禁煙を勧めている。去年1月に奈良市と健康づくりに関する包括連携協定を結び、それに伴い奈良市のCOPD対策に平成30年度から奈良市の住民カリキュラムを連携して事業を進めている。

資料5 受動喫煙防止対策普及啓発事業について。1) 普及啓発の④事業所への個別相談支援について、資料のなかで「市町村」という言葉が非常に多いが、「事業所」や「職域」が少ない。平成23年1月に奈良県と健康づくりに関する覚書を交わしており、随時事業の連携について呼びかけをしている。

資料4-2 禁煙支援体制整備事業について。禁煙支援ツールの提供の中で市町村や医療機関はあるが、協会けんぽはない。

資料4-4 図2たばこを「現在吸っている」人の割合について。男性は30代～64歳ぐらいが多く、協会けんぽに加入している年代といえる。31年度の計画の中で普及啓発については連携していきたい。県内の16,000社が協会けんぽに加入しているため是非とも協会けんぽを利用していきたい。

- ・市町村、協会けんぽ等様々な窓口があり、協力することはもちろん重要だがそれぞれにしかアプローチできない方々に対しても十分なことができる体制を県はとっている。また協会けんぽもその体制をとっていることと思う。全国の企業を対象に支援している立場からは、奈良県はトップクラスであるため、連携を強化させればさらに強力になると思う。職域に対しての協会けんぽの働きは大変大きい。

薬局には、禁煙支援アドバイザーでの協力を、医師会では、独自で禁煙アドバイザー研修会を開催いただいていることで基盤整備が出来ているため、企業に行って禁煙の話をして、病院も薬局も紹介できるという理想的な形を構築しているので今後も発展していきたい。

議題(4)受動喫煙防止対策について

○委員からの意見等

- ・資料6 必要となる対策について。「特定屋外」「原則屋内禁煙」「既存特定飲食」とあり「特定」という言葉がよく使われるが、どのような意味合いで使われているか。

→これらすべて定義が決まっており、第一種施設については敷地内禁煙を目指していただきたいと考えている。「特定屋外喫煙場所」の設置基準として①～③を満たしていれば設置しても良いという趣旨。

第二種施設についても原則は屋内禁煙としていただきたいが、資本の小さい飲食店などの場合、しばらくは猶予期間を設けることとしている。

→そうすると猶予期間等は決まっていないのか。また、業務違反時の対応とあるが、罰則等はあるのか。

→罰則等は設けられる。ただ、罰則ありきではなく、助言・指導をして受動喫煙対策を進めてもらうことが基本方針。勧告等をして改善がみられない所に関しては県から裁判所の方に申し立てることになる。

- ・資料6 具体的な取組について。事業所等向けと県民向けという記載があるが、「協会けんぽ」という名称が入っていない。協会けんぽは、「等」に入っているのか。協会けんぽは職域の健康づくりを推進しており、また、加入事業所のうち82%が従業員9名以下と、たばこ対策の対象としても重要である。そういったところを意識していただいているのか。

→協会けんぽにおかれましては、長年本委員会に委員として参加いただいているので、当然一メンバーとして県の事業も理解して取り組んでいただいているものと考えている。

→できれば、文字化していただきたい。こちらも事業所の経営者や総務担当に対してイベントや研修を年に4～5回ほど行っているため、啓発できる。ぜひ連携をお願いしたい。

- ・新しい施策は周知が非常に大事になる。そのため、このような情報をそれぞれの持ち場で活かしていただきたい。どこで周知ができるか、どこで講演会ができるか、どこに挟み込むことができるか考えていただきたい。パンフレット等、様々な啓発ツールが今後出てくると思うため、その活用についてそれぞれで考えていただきたい。

- ・医師会では毎月雑誌を発行しているためそこに掲載できる。また、地区会長会で各地区に周知を依頼できる。

- ・生活衛生の業界では、飲食店・旅館ホテル・美容業等が対象となってくる。一昨年は美容業のセミナーで説明等をしていただいた。そういったところで特に飲食関係で進めていきたい。

- ・薬剤師会でも、県内薬局 500 程度あるため様々なところで会員に周知していきたい。
- ・「特定屋外喫煙場所」という言葉は奈良県が作ったのではなく、厚生労働省が作った言葉で、インパクトの強い言葉。非常にいい言葉なので、喫煙場所を作って当たり前ではなく、特殊な場合に「特定」という難しい名前がついているから許されるといったイメージで入れていただけるとインパクトがあるかと考えるため啓発チラシにも反映していただきたい。

全体について質問・意見

- ・資料5 31年度事業の未成年者喫煙防止対策事業について、(2)学校での喫煙防止対策は30年度にはなかったが、31年度具体的に予定などあれば教えていただきたい。
→未成年者喫煙防止対策事業の学校での喫煙防止対策研修会は、30年度では実績なしのため、30年度の資料には記載していない。来年度については早期に教育委員会と連携し、喫煙防止対策研修会の実現に向けて取り組んでいく。
- ・日本の受動喫煙対策が動く記念すべき年になる。それぞれの立場で取組み、行政がすることを真摯に受け止め、委員の皆さんには広めていただきたい。